
違反対象物の公表制度が始まります。

【違反公表制度とは】

この制度は、比企広域消防本部管内の建物を安全に利用していただくため、重大な消防法令違反のある建物をホームページにより公表する制度です。

【公表の対象となる防火対象物】

病院や福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物や、飲食店や物品販売店、ホテル等の不特定多数の方が利用する建物です。

【公表の対象となる違反内容】

設置が義務付けられている消防用設備等のうち

- ・自動火災報知設備
- ・屋内消火栓設備
- ・スプリンクラー設備

が設置されていない重大な消防法令違反です。

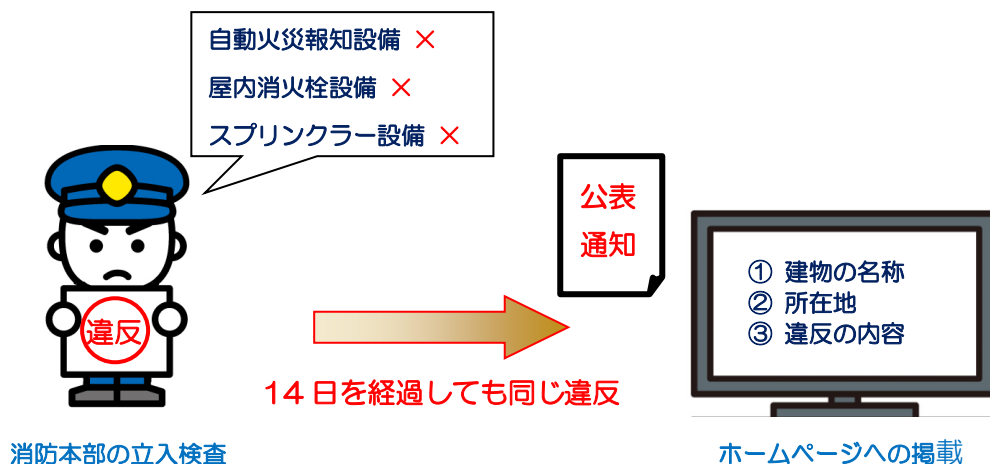
【公表の方法】

比企広域消防本部のホームページで公表します。

【公表する内容】

- ① 建物の名称
- ② 所在地
- ③ 違反の内容です。

【公表までの流れ】



消防機関が立入検査で違反を確認し、建物の関係者に違反の内容を通知した日から14日を経過しても、同じ違反が認められる場合に公表します。

【制度の開始】

平成30年4月1日より開始します。

【建物関係者の方へ】

増築や改築、建物の接続を行う場合又は飲食店や販売店、福祉施設などが新たに入居する場合は事前にご相談ください。

このような変更の場合、新たに屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備が必要となる場合があります。

これらの設備が設置されていない場合は公表の対象となります。

このページに関するお問い合わせ

比企広域消防本部予防課 Tel 0493-23-2268 / Email yobo119@hiki-saitama.jp